

文書分類番号	00	09	03	002	永年	起案	平成	年	月	日	決裁	平成	年	月	日
議長	副議長	局長	次長	主査	主査	担当							文書取扱主任		

## 第 28 回 総務文教常任委員会 会議録

開催年月日	平成21年7月27日(月曜日)	開会13時00分	閉会15時05分
開催場所	第三委員会室		
出席委員	本間、三上、窪之内、関藤、大谷、井上	事務局	中嶋事務局長
			田湯次長
欠席委員	なし		
説明員	別紙のとおり		
議 件	別紙のとおり		
議 事 の 概 要	1 所管からの報告事項について		
	次の事項について所管から説明を受け、質疑を行い、すべて報告済みとした。		
	(1) 庁舎電話交換機整備事業について		
	○ 地上デジタルテレビ調査結果について		
	(2) 固定資産税・都市計画税(土地)の誤課税について		
	(3) 教育部補正予算について		
	(4) 専決処分について		
	(5) 損害賠償請求事件について		
	2 その他について		
	なし		
	3 次回委員会の日程について		
	正副委員長に一任することとした。		
上記記載のとおり相違ない。 総務文教常任委員長 本間保昭 ㊦			

平成21年7月24日

滝川市議会議長 中 田 翼 様

滝川市長 田 村 弘  
滝川市教育委員会委員長 若 松 重 義

総務文教常任委員会への説明員の出席について

平成21年7月21日付け滝議第64号で通知がありました総務文教常任委員会への説明員の出席要求について、次の者を説明員として出席させますのでよろしくお願ひします。

なお、公務等の都合により出席を予定している説明員が欠席する場合がありますので申し添えます。この場合、必要があるときは、所管の担当者を出席させますのでよろしくお願ひします。

記

滝川市長の委任を受けた者

総務部長	高 橋 賢 司
総務部次長	高 橋 一 昭
総務部総務課長	伊 藤 克 之
総務部総務課副主幹	横 山 浩 丈
総務部総務課主査	土 橋 祐 二
総務部企画課長	田 中 嘉 樹
総務部企画課副主幹	柳 圭 史
総務部企画課主査	<del>関 山 佳 世</del>
総務部企画課主任主事	高 橋 伸 明
総務部財政課長	吉 井 裕 視
総務部財政課主査	景 由 隆 寛
総務部財政課主査	堀之内 孝 則
市民生活部長	西 村 孝
市民生活部税務課長	加 藤 孝 昭
市民生活部税務課副主幹	橋 本 啓 二
市民生活部税務課主査	渡 辺 弘 行

滝川市教育委員会委員長の委任及び滝川市長の委嘱を受けた者

教育長	小 田 真 人
教育部長	館 敏 弘
教育部次長	河 野 敏 昭
教育部指導参事	春 田 淳 一
教育部学校教育課長	中 川 啓 一
教育部学校教育課副主幹	黒 川 靖 子
教育部学校教育課心の教育推進室長	吉 川 修
教育部滝川西高等学校事務局長	松 澤 公 和
教育部社会教育課長	南 健 次
教育部社会教育課美術自然史館副館長	森 昌 之

(総務部総務課総務グループ)

第 28 回 総務文教常任委員会

H21. 7. 27 (月) 午後1時00分  
第三委員会室

○ 開 会

○ 委員長挨拶 (委員動静)

1 所管からの報告について

《総務部》

(1) 庁舎電話交換機整備事業について

(資料) 総務課

《市民生活部》

(2) 固定資産税・都市計画税(土地)の誤課税について

(資料) 税務課

《教育部》

(3) 教育部補正予算について

(資料) 学校教育課

(資料) 美術自然史館

(資料) 滝川西高事務局

(4) 専決処分について

(資料) 学校教育課

(資料) こども科学館

(5) 損害賠償請求事件について

(口頭) 学校教育課

2 その他について

3 次回委員会の日程について

○ 閉 会

開 会 13:00

**委員動静報告**

- 委員長 全員出席。議長出席。北海道新聞、読売新聞、毎日新聞の傍聴を許可する。
- 委員長 1 所管からの報告事項について
- 委員長 冒頭、今回の補正の全体関係を説明願う。
- 総務部長 (別紙資料に基づき説明する。)
- 吉井課長 (別紙資料に基づき説明する。)
- 委員長 説明が終わった。議案関連なので留意願う。質疑はあるか。
- 窪之内 ① 一般財源が1億4,400万円ほどだが大まかな内訳を伺う。
- ② 地場企業支援の中に河川緑地整備工事があるが、経済建設常任委員会では、この予算を取り下げて、教育関連事業に振りかえるべきではないかという議論があった。交通公園の一部を駐車場整備するということだが、交通公園として年間どのくらい利用されているのか。また、交通公園の利用に駐車場整備は必要か伺う。
- ③ 文化センターの大規模な催し物に対する駐車場不足を解消するため駐車場整備をするということだが、文化センターの利用向上促進という点で、土木課と教育部はどのような話し合いをしたか伺う。
- 吉井課長 ① 一般財源の内訳だが、現時点において繰越金を想定している。
- ② 交通公園の関係だが、文化センターで1,000人を超える大会が年間20件あり、路上駐車が見受けられるため、この対策に活用したいと考えている。交通公園自体の利用に関しては把握していない。また、会派代表者・幹事長会議において6つの観点の要望に対するポイントを説明したが、これに基づき総合的に判断し、この事業を選択した。
- ③ 建設部と教育部の連携についてだが、建設部のほうで文化センターの利用状況などを聞き取りしていると思われる。
- 窪之内 ① 今回の事業について土木課からは地場企業支援ということだが、文化センターの駐車場対策以外のことを想定したものではないと思う。文化センターの利用向上のために教育部では違った観点で要望があると思うが、その辺について伺う。
- ② 経済建設常任委員会では、各会派からこの事業の見直しを求める声があったが、何らかの検討をする予定なのか伺う。
- 吉井課長 ① 建設部からは地場企業支援及び文化センターを含めた文化ゾーンの利用拡大ということで要望があった。財政課では分類上、地場企業支援という形で資料を作成した。文化センターの修繕などハード面については、社会教育課で長期的に計画をつくることになっている。それに基づいて、9月議会等で補正予算対応をしたいと考えている。また、雨漏り等の緊急的なものについては、予備費などで対応したいと考えている。
- 高橋部長 ② 河川緑地整備工事については、イベントを実施するに当たって、建設部は駐車場対策担当となる。昨年のジンギスカン王国では、旧ホームック跡地を駐車場として借りるなどの対応をした。直近では、黒柳徹子氏の講演会でも相当

混乱があった。また、今後1,000人規模のイベントが数件ある。市民や団体などから建設部へ苦情が寄せられた経過があることも含め、提案させていただいた。交付金として6つの観点に当てはまるのかどうかを検討し、相当程度当てはまり、現在及び今後の利用状況、さらに文化センターを核とするイベント集客効果を総合的に判断し、現時点では見直しは考えていない。

窪之内

駐車場へは堤防や細い道を通ることになると思うが、この予算は道路改修なども含んだ金額なのか伺う。

吉井課長

道路改修なども含めた予算であると聞いている。

委員 長

他に質疑あるか。

関 藤

① 年間20件以上の1,000人規模のイベントについて、具体的にどのようなものがあるのか伺う。

② 新しくつくる駐車場は、何台分の駐車を見込んでいるのか伺う。

③ 駐車場を整備すると除雪などの維持費がかかると思うが、経費はどの程度見込んでいるのか伺う。

吉井課長

② 駐車スペースは、500台程度である。

① 1,000人以上のイベントだが、公明党時局講演会、民音の例会、滝川スクールバンドフェスティバル、空知地区吹奏楽コンクール、生長の家講習会、島津亜矢公演、西高オータムコンサート、西高・江部乙中学校芸術鑑賞、市内児童生徒音楽発表会、よさこいソーラン空知支部大会、歳末たすけあい赤い羽根歌謡大会、なまら大爆笑フェア、映画おくりびとの上映、青年会議所50周年・商工会議所女性会黒柳徹子講演会などである。

③ 冬場の維持費だが、除雪はしないとのことである。

関 藤

毎年20件以上1,000人規模のイベントが行われるのは想定しにくい、現在の駐車場スペースでは全く足りないのか伺う。

吉井課長

現在文化センターの駐車場スペースが200台であると聞いている。黒柳徹子講演会で駐車場にあきがなかったようである。また、これから予定されている法人会の全道大会なども不足する可能性があるかと建設部から聞いている。これまでは、旧ホームック跡地を借りるなどして対応していたが、今後、このようなスペースがなくなり、近隣にもないということで、交通公園を活用する発想が出てきたということである。

委員 長

私から質疑させていただく。

① 1,000人規模のイベントは20回はないと思う。1,000人規模で集客しようと思うイベントは先ほど吉井課長から話があったとおりで、実際の集客数は600人ほどであったりすることもあり、駐車場が明らかに足りなくなるイベントは年間三、四件だと思う。所管の把握は若干違うのではないかと思うがいかがか。

② 冬の札幌の演奏会のように、駐車場が足りなくて、文化センターに隣接する文化公園の部分を緊急的に使用させてもらったという経緯があったが、年間三、四件駐車場が足りなくなるということであれば、例えば文化公園を使うということができないのか。規則的な部分も含めて伺う。

吉井課長

② 文化公園は、公園法の専用地域ということで、もし仮に貸し出すことになると料金が平米当たり70円かかるというルールがあり、相当な金額になると土木課から聞いている。そのような背景から交通公園に駐車場という位置づけでスペースを設け、料金のかからない駐車スペースを利用してもらおうという考

えがあったと聞いている。

委員 長 件数についてだが、20件ではないということでよいか伺う。

吉井課長 実際の集客数については把握していないが、1,000人規模の集客を目的とするイベントについては年間にこの程度あるものと認識している。

委員 長 公園法で平米当たり70円徴収するような規定があるのか、または条例で定められているのか伺う。

吉井課長 条例で制定し平米当たり70円という設定になっている。

委員 長 文化公園を活用するのは有効であると思うが、この条例を改正し、利用しやすいようにすることについての議論が行われたのか。また、これを加味することも考えているのか伺う。

吉井課長 条例改正について具体的に検討はしていない。

委員 長 他に質疑はあるか。

副委員長 地域活性化・経済対策臨時交付金について、交付要綱では地球温暖化、安全対策などがあるが、現在一番重要なのは経済危機対策であり、地場の中小企業への支援であると思う。今回の事業において地場企業に発注することができない事業を示していただきたい。

委員 長 若干休憩する。

休 憩 13:48

再 開 13:49

委員 長 休憩前に引き続き会議を再開する。

高橋部長 その他の地域実情・将来への発展基盤の中の元気カードパワーアップ事業だが、地元ソフトを納入できる企業があるか疑問である。また、畜産試験場跡地再利用計画だが、コンサルタントの関係上、地元の企業のノウハウという点を考えると難しいと思われる。ほかの事業については、受注するかは別として、市内企業も事業可能であると思う。市内企業の受注機会確保を図るかについても最大限配慮し、個店も参入できるよう発注方法も含めて、検討している。

副委員長 事業費計のうち3億5,000万円程度は市内企業に発注できると考えてよいと思うが、この経済危機対策臨時交付金は、市内企業がしっかりと享受できたという演出が必要であると思う。実際に市内企業が経済に対しての潤いを感じられるようにPR等を含めて実施願う。意見とする。

委員 長 他に質疑はあるか。(なし) (1)について説明願う。

**(1) 庁舎電話交換機整備事業について**

横山副主幹 (別紙資料に基づき説明する。)

委員 長 説明が終わった。議案関連なので留意願う。質疑はあるか。

窪之内 ① 直接市民の方が交換手を通さず電話をかけた場合、かけた先が目的の部署ではないとき、一たん電話を切って再度かけ直す必要があるのか。他課へ電話を回す方法について伺う。

② 行政コストの削減について、平成22年6月にダイヤルイン方式の導入により人的な削減を見込むことができるのか。また、将来的な保守経費の削減なども含めて、削減効果について伺う。

横山副主幹 ① 一たん電話を切って再度かけ直す必要はなく、これまでの内線電話同様に他課へ電話を回す形になる。職員が直接外線を受け取ることになるので、対応がおろそかにならないよう指導していきたいと思う。

② コストの削減について、ダイヤルイン方式導入まで1年ほど先の話で確実

ではないが、現時点での想定として、ダイヤルイン方式導入により電話交換室にかかってくる電話が減ることが考えられる。また、職員が市外通話する際は交換手を通してしているが、ひかり電話の導入により、市内通話と市外通話がほぼ同じ料金となることから、直接職員が市外電話をかけることができるようにすることで、交換手の手間を減らし、現在、電話交換手として 11 階の電話交換室に嘱託職員 2 名を配置しているが、これを 1 名とする予定である。なお、この嘱託職員のトイレなどの休憩、または多くの電話がかかってくる場合などに対処するため、電話交換室から 6 階総務課に場所を移し、総務課職員とともに電話対応をすることを考えている。保守経費の削減についてだが、回線統合を行うことで削減され、電話交換機の整備だけでは直接的には削減されない。現時点では、嘱託職員が減ることにより、コストの削減ということが考えられるが、その他については 22 年度以降の予算において検討することになる。

委員長  
関 藤

他に質疑はあるか。

市民サービスの向上の中の課題に将来的なコールセンター機能などの導入の必要性があるが、例えば、昨年札幌市がコールセンターに切りかえ、3 億円ほど費用がかかったと記憶している。他市町村でもコールセンターに切りかえる場合、庁舎のみならず公共施設全体で切りかえる形をとっている。人口 10 万人規模の都市でやっと採算が取れると聞いているのだが、今後コールセンター機能へ移行する場合に市内だけでは採算が合わないと思われる。近隣の市町含めて広域で進めていく考えはあるのか伺う。

横山副主幹

現時点では広域で進めていく考えまでは検討していない。今後、電話に限らず窓口機能に関していろいろ検討していく。

委員長

他に質疑はあるか。(なし) (1) については報告済みとする。

地上デジタルテレビ調査結果について説明願う。

#### ○地上デジタルテレビ調査結果について

(別紙資料に基づき説明する。)

田中課長

説明が終わった。質疑はあるか。

委員長

窪之内

3カ所の消防団分団詰所でこれまでゼロ台だったが、1台ふえるということで、人がおらず必要性がないから置いていなかったと思うのだが、ふやす理由について伺う。

田中課長

分団詰所については、常時人はいないが災害が起きたときに必要であるということだった。今回テレビの購入があり、不要になった比較的新しいテレビを分団詰所に設置し、チューナーを購入し、必要最小限の対応をしていきたいと考えている。

委員長

他に質疑はあるか。(なし) 地上デジタルテレビ調査結果については報告済みとする。所管入れかえのため休憩とする。

休 憩 14:07

再 開 14:12

委員長

休憩前に引き続き会議を再開する。(2) について説明願う。

#### (2) 固定資産税・都市計画税(土地)の誤課税について

西村部長

課税事務処理上の不手際により、今年度の固定資産税・都市計画税において一部課税誤りが判明した。件数は、総件数約 1 万 4,400 人の土地に係る納税義務者のうち 80 筆に係る課税誤り 58 人の納税義務者が対象となる。誤課税が発生した原因については、今年度の土地の税額決定に際し、地目変更等が生じた異

動データを処理する際、システム操作誤りにより課税計算が正しく行われなかったことによるものである。昨今滝川市の信頼回復を進めている中、市民の方々に多大なるご迷惑をおかけしたことを深く反省しおわび申し上げる。詳細については税務課長から説明させていただく。

加藤課長

前段として誤課税の把握から現在までの経緯について説明させていただく。平成21年4月中旬に平成21年度固定資産税・都市計画税の納税通知書を市内に土地、建物及び償却資産を有する納税義務者の方に対し発送した。その後6月中旬に例年国に対し固定資産税の課税状況を報告しているが、その報告書のデータを作成中、想定範囲を超えた統計数値が散見されたという状況であるため、個別のデータを精査する中で誤課税があることが判明した。その後、同様の状況が生じている土地がないか多面的な調査、分析を行い、最終的に対象となった納税義務者及び更正額を決定したところだが、報告に若干時間を要した。  
(別紙資料に基づき説明する。)

委員 長  
窪之内

説明が終わった。質疑はあるか。

- ① 納税義務者に対する周知を3段階で実施ということだが、これは既に行ったのか。訪問または電話による対応が実施済みであればどういった反応があるのか伺う。
- ② 総額60万7,400円だが、例えば1万円台が何名など金額による内訳について伺う。
- ③ システム入力の関係だが、前のデータを消さないで新しいデータを入力したことでこの問題が起きた。前のデータを消さなければ新たに入力できないシステムであればこのようなことは起きないと思うのだが、システム改修により改善させるのか伺う。

西村部長

① 納税義務者への周知は行っていない。予定として7月29日に1回目の周知を行う。

加藤課長

② 5万円以上の方が1名。4万円台が4名。3万円台が1名。2万円台が4名。1万円台が7名。1,000円から1万円の方が28名。1,000円以下が11名。マイナスの方が2名である。

③ システムについてだが、現状のところ前のデータを消さないで次のデータが入る。固定資産税・都市計画税の税額計算は複雑であり、昭和63年にさかのぼって課税標準額を算出するシステムである。本来前のデータを消していれば、さかのぼって算出していた。また、異動データで課税標準にかかわるものでない部分についても修正をかけたということもあった。システムには課税標準をゼロとするチェック機能もあるのだが、一部確認できなかったのが原因である。

窪之内

周知について、問題が起きたのであれば、まず訪問して説明することが必要だと思うが、そのことについて伺う。

西村部長

周知方法についていろいろ検討したが、おわび、原因説明、予定額及び増加額等を訪問して配ることも考えたが、まずは先に郵送することにした。ただ、郵送だけで終わることのないよう、その後訪問、電話等で迅速な対応をすることとしている。

窪之内  
西村部長  
委員 長

郵送の際、後日訪問するなどのお知らせをすることと確認してよいか伺う。  
そのような形で懇切丁寧な周知に努めたいと考えている。  
他に質疑はあるか。(なし)(2)について報告済みとする。

若干休憩する。

休 憩 14:28

再 開 14:30

委員長 休憩前に引き続き会議を再開する。(3)について説明願う。

**(3) 教育部補正予算について**

中川課長 (別紙資料に基づき説明する。)

森副館長 (別紙資料に基づき説明する。)

委員長 説明が終わった。議案関連なので留意願う。質疑はあるか。

関 藤 ① 電子黒板について11台ということは、各小中学校1台ずつで、値段として1台80万円程度だと思うが、全道の小中学校における電子黒板の設置率はどのくらいなのか伺う。

② 学校の先生から設置要望が高いのか伺う。

③ 電子黒板は種類がたくさんある。例えば、理科などで図解が必要な場合、非常にきれいに書くことができるものもある。どのような形態のものを導入する予定なのか伺う。

中川課長 ① 電子黒板の普及状況については、資料がないが、今回の予算のために空知管内の主な市町村に確認したところ、導入済みであるところはなかった。例えば、岩見沢市で市内小中学校25校あるが、今回初めて整備するということがあった。赤平市及び砂川市も今回の事業を使って整備するということがあった。深川市は導入しないと聞いている。

② 第三小学校では既に導入済みであり、非常に教育効果が高いということで、先生もかなり興味を持っているという話を聞いている。

③ 電子黒板の形態だが、デジタルテレビと兼用となっている。プラズマ方式で50インチの黒板を予定している。キャスターがついており、移動が可能なものである。当然、パソコンを接続し、いろいろな教材を使用することになる。第三小学校の電子黒板は、プロジェクター方式で画面に投影するもので、場所を取り、手間がかかるが、今回のものはディスプレイと一体型となっており、使用しやすいものを考えている。

委員長 他に質疑はあるか。

副委員長 小中学校にパソコンを配備するのはよいと思うが、以前に総務文教常任委員会で各学校を視察した。その際、いろいろな要望を聞いたが、それはどのようになっているのか。例えば、耐震補強以外の補修整備など緊急を要する部分について、現時点であるのか伺う。

館 部 長 各学校の緊急を要する部分も含めて、補修、修繕などの要望は把握している。その中で緊急あるいは危険性があるものについては、即時に対応している。それ以外について残っているものもたくさんある。教育委員長、教育長などは学校訪問を実施し、要望を聞いている。その要望状況もしっかりと整理し、対応したいと思っている。

副委員長 そういうことであれば、そちらを優先することも考えられたと思うが、なぜしなかったのか伺う。

館 部 長 今回のスクール・ニューディールの交付金については、メニューがある。また他市の状況を調査した。例えば札幌、旭川で補正対応し整備することになっている。他市におくれることのないよう、教育内容の充実を考え対応したものである。修繕等については、別の補助メニューがあれば随時対応していきたい。

- また、耐震化についても前倒しして対応することとしている。
- 中川課長 今回の交付金の中で緊急性があるものとして、灯油配管の改修については 360 万円ほどであるが対応させていただいている。
- 副委員長 スクール・ニューディールで整備するのはよいが、経済対策のための臨時交付金全体で考えた場合、安心、安全のため教育委員会として、2億400万円のうち修繕などのために積極的に手を挙げる必要があると思うがそのことについて伺う。
- 教育長 学校教育以外にも社会教育施設の部分もある。例えば、防災本部として市役所の代替となる体育センターの改修などさまざまな検討をした。今回は補助メニューの関係でこのような対応をさせていただいたが、9月補正あるいは学校関係では補助メニューがあるかどうかにかかわらず、計画性を持って対応しなければならないと考えている。各学校を訪問し、緊急性のあるもの、例えば、開西中学校の放送機器の整備というものは、すぐに対応している。学校訪問での要望に対しては、適宜予備費などを使い対応している。
- 委員長 他に質疑はあるか。
- 窪之内 ① 校務用パソコンが整備されるということだが、教員は私的なパソコンを使うことがなくなり、1人1台整備されるということなのか伺う。  
② 生徒のパソコンはパソコン室がありそこで使用するということが、教員は職員室に置かれるということで、セキュリティの問題が出てくると思う。今まで使っていたパソコンのデータの消去や今後導入されるパソコンのデータを家に持ち帰らないなど、1人1台導入されることによるデータ管理やセキュリティについて対策を考えているのか伺う。
- 中川課長 ① 現時点では私的な個人用のパソコンを使用しているが、今回の整備により1人1台パソコンが設置されることになる。  
② パソコンの整備によりこれまで使っていたパソコンについては、持ち帰ってもらうことになるのだが、その際、市役所にパソコンが導入されたときと同じように、ソフトを使用しデータを消去することになる。また、整備されるパソコンについて、市役所と同様にノート型であればワイヤーで机に固定して施錠し、持ち運びできないようにするなどの対応をしていきたいと思う。
- 委員長 他に質疑はあるか。
- 大谷 導入されるパソコンはノートパソコンなのかどうか伺う。
- 中川課長 現在のところデスクトップパソコンで積算しているが、一部ノートパソコンが必要であるという先生からの要望もあることから、予算の範囲で対応していく。ただ、ノート型は持ち運びなどに対するセキュリティ対策のためワイヤーでつなごうと考えている。
- 委員長 他に質疑はあるか。
- 副委員長 先ほど財政課から地場企業に発注できるものはする旨の説明があったが、これに関しては、できると思うがどうか伺う。
- 吉井課長 スクール・ニューディール関係については、何とか市内企業で賄いたいと考えている。同様の質問が経済建設常任委員会でもあったが、パソコンなど相当数に及ぶことから、どのような発注形態がよいか検討中である。市内企業に幅広く恩恵が及ぶように考えている。
- 委員長 私から質疑させていただく。全国でこの事業を行うと思うのだが、パソコンの機種は選べるのか、価格は割高にならないのか、その点について伺う。

吉井課長 財政課でもどのようなことになるのか他市に確認している。札幌市のような大都市になると、地場企業対策重視というよりも安い企業から一括購入する考えのようである。砂川市では市内に余り企業がないので数社に発注することになるようである。岩見沢市は滝川市と同様に苦慮している。全国の自治体すべてがスクール・ニューディール政策に取り組んでいると思われるので、業界のほうでも、何らかの対応は考えていると思う。

委員 長 他に質疑はあるか。

窪之内 セキュリティの問題について、ノート型、デスクトップ型あるいは記憶媒体であってもデータを家に持ち帰るのは絶対に禁止しているかと確認してよいか伺う。

春田指導参事 情報の持ち出しの規程はつくっていないが、道教委から事件、事故が起こるたびに通知がある。その指導に基づき、個人情報を持ち出しについては禁止とし、必要があれば校長の許可を得ることになっている。

委員 長 他に質疑はあるか。(なし) (3) について報告済みとする。(4) について説明願う。

(4) 専決処分について

中川課長 (別紙資料に基づき説明する。)

森副館長 (別紙資料に基づき説明する。)

委員 長 説明が終わった。質疑はあるか。

窪之内 発明工夫展の開催中、足元が暗かったのが原因とあるが、電気が消えてしまい暗くなったのか、それとも通常から暗かったのか伺う。

森副館長 発明工夫展は科学館の科学する部屋で行われていたが、事故は、渡り廊下を進んで一番最初の地球儀のある少し暗い部屋に入ってすぐの階段で起こった。当日は天気がよく、目が慣れていない状態で暗い場所に入って踏み外したという状況だった。電気はちょうどプレート・テクトニクスを上映中であつたため暗い状況ではあつた。この事故後、上映中部屋が暗くなるので注意する旨の案内表示と階段のステップに色のついたテープを張ったり、足元灯を増設するなどの対応をしている。

委員 長 他に質疑はあるか。(なし) (4) について報告済みとする。(5) について説明願う。

(5) 損害賠償請求事件について

中川課長 損害賠償請求事件については2件ある。1件目は、市内小中学校におけるタイヤ遊具事故の損害賠償請求事件ということで第1回口頭弁論の関係だが、6月24日に札幌地裁で第1回口頭弁論が行われた。この法廷では争点の整理が行われ、原告側からは遊具の管理責任と医療過誤が争点ということで訴えがあつた。滝川市としては、タイヤ遊具の設置管理者として管理責任を認めたが、医療過誤については、過誤の有無と原告の身体状況に因果関係を認めないとした。つまり、医療過誤の有無にかかわらず、タイヤ遊具の管理責任があるために今回の事故の責任は滝川市にあるとし、医療過誤を争点から除外することを主張している。これは原告が受けた損害については、正当に評価される部分の責任を負う立場は変わらないということである。第2回口頭弁論は8月31日だが、今後損害の認否、反論整理などを保険会社の顧問弁護士と相談して対応したいと考えている。

吉川室長 2件目は、小学校女子児童自殺に係る損害賠償請求事件について7月10日に行

われた第3回口頭弁論だが、滝川市が求められていた原告からの求釈明に対する釈明を書類で提出し、陳述とした。原告からの損害賠償額のうち相殺の対象として日本スポーツ振興センター法に基づき、既に支払い済みであり、陳述もしている死亡見舞金に加え、当該児童が入院中の医療費等も含めることになるため、書面で陳述とした。原告から損害賠償請求額の追加に係る変更についての申し出があった。変更内容は原告にとって女子児童は大切な一人娘であり、自殺により原告が大きな精神的苦痛を受けた。これに係る苦痛の慰謝料として、300万円を新たに追加するものであった。これにより、損害賠償請求額の合計は、7,626万4,094円から7,926万4,094円となった。また、学校及び市教委における被害児童の親への調査、報告義務違反の存在などについて分析、検討したものを書面と口頭での陳述があった。内容は被害児童の親への調査、報告義務として3つ主張している。1つ目は、速やかな調査、事態の原因、経緯、学校の対応について保護者へ報告する義務。2つ目は、調査、報告の過程で隠ぺい行為を行わない義務。3つ目は、調査、報告の過程で保護者の名誉を毀損せず、誠実な対応をとる義務。この3つの主張があった。これらの義務が発生する根拠として、文部科学省の通知から読み取ることができるとの主張であった。具体的な義務違反として、原告からの陳述の内容は、1点目として、平成17年9月20日に作成した第一次報告書について記載に不十分な点があるとし、調査の事実に基づいていないということ。2点目として、事件が報道された平成18年10月2日以降の市教委の記者会見について、10月2日と5日の内容に義務違反があるということ。3点目として、調査の過程で保護者の名誉を毀損し、自殺の原因が保護者にあるかのような発言と報告書の中に記載があること。主にこの3点を主張している。原告からは3つの義務の中から1つ目と3つ目の義務に違反があるという陳述があった。この陳述に対して、弁護士と協議し、反論があるものに関しては整理し、次回に対応することとしている。次回の口頭弁論は9月18日金曜日、午前11時からである。

委員長  
窪之内

説明が終わった。質疑はあるか。

教育長

小学校女子児童自殺に係る損害賠償請求事件について、どの賠償請求に300万円上乗せしたのか、それとも新たな賠償請求があったのか伺う。

委員長

訴えについて、死亡に係る損害賠償請求と調査報告義務に係る損害賠償請求の2つある。およそ7,100万円と500万円に分かれている。7,100万円のほうに今回の請求の300万円は含まれていなかった。全く新たな項目として追加されたもので、例えば、500万円が800万円ということではなく、ゼロが300万円という形で請求されたものである。

委員長

他に質疑はあるか。(なし)(5)について報告済みとする。

委員長

## 2 その他について

何かあるか。(なし)

委員長

## 3 次回委員会の日程について

正副委員長に一任することでよいか。(よし)

以上で第28回総務文教常任委員会を閉会する。

閉 会 15:05